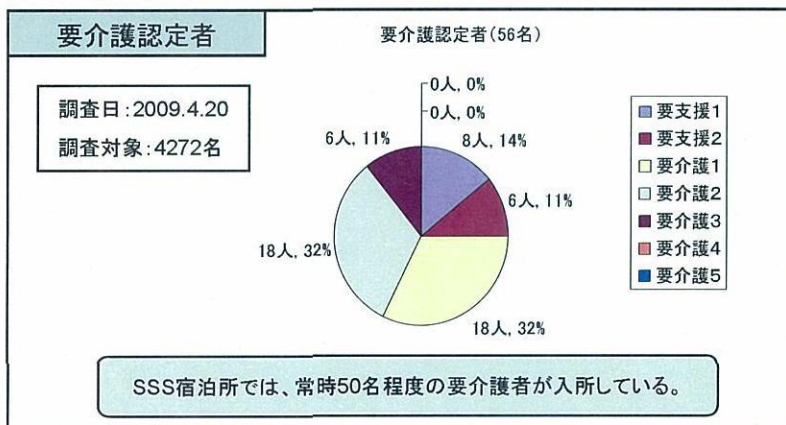
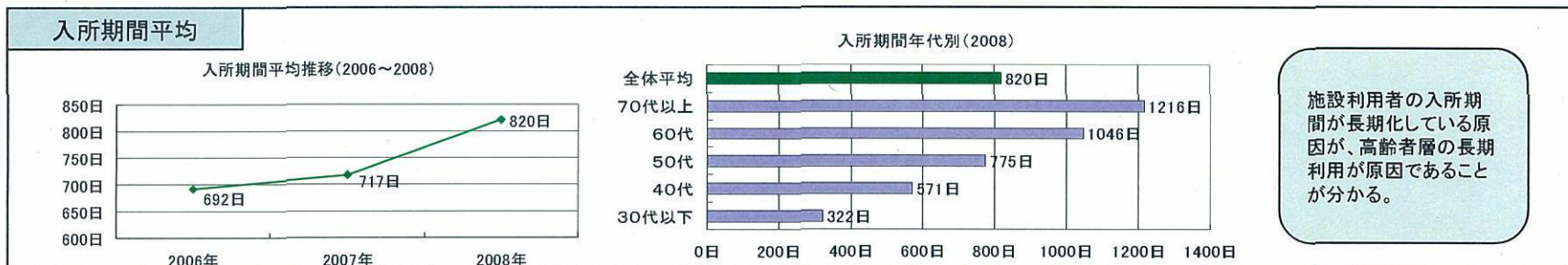
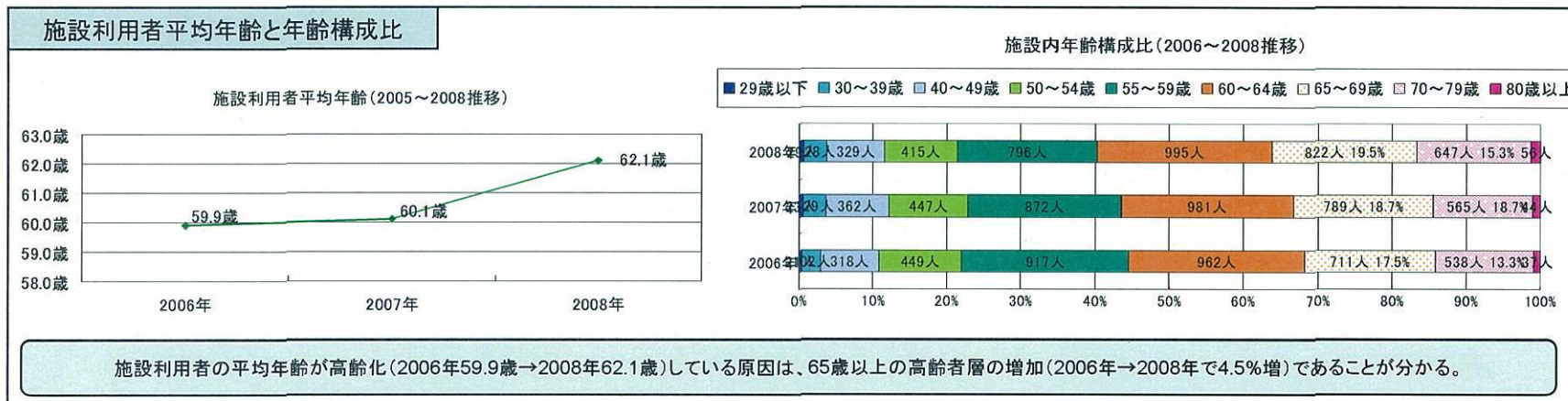


2. 宿泊所利用者の高齢化に伴う問題 ～行き場のない高齢者の滞留により高齢化が進む宿泊所～

根拠データ：SSS利用者施設内調査(2006年9月1日:4055人、2007年9月1日:4212人、2008年9月1日:4217人)



<要約・補足>

- ①高齢者の受け皿となる社会資源が不足していること、②高齢利用者本人がアパート等に転居し独居状態となることを生活面(自炊しなければならない等)、健康面(服薬管理、急な体調不良等)の面から望まない場合が多いこと、③実際に転居を希望しても、アパート貸主側から拒否される場合が多いこと、④福祉事務所によっては高齢者のアパート転居を認めていないこと等の理由から、高齢者の施設利用期間が長期化している。(※傷病者においても同状況)
- 既に要介護状態であるにもかかわらず、介護施設の不足により受け皿がなく(特に軽度の要介護者)、宿泊所が支援せざるを得ない深刻な状況。
介護保険法上、宿泊所での介護保険サービスの適用は出来ないため、このような場合は、宿泊所事業者による無償の介護支援がおこなわれている(このため、SSSではホームヘルパー2級以上資格保持者21名を確保)。